

平成 26 年度第 4 回兵庫県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成 27 年 3 月 20 日（金） パレス神戸 2 階 中会議室		
委員	泉水 文雄 （神戸大学大学院法学研究科教授） 小西 庸夫 （元兵庫県代表監査委員） 池田 千鶴 （神戸大学大学院法学研究科准教授） 大搦 幸男 （弁護士） 東 恭子 （公認会計士）		
対象期間	平成 26 年 8 月 1 日 ～ 平成 26 年 11 月 30 日		
事務局報告	平成 26 年度第 2 回及び第 3 回委員会の議事概要		
議案 1	入札及び契約手続の運用状況等の報告		
	対象工事※件数	950 件	対象期間中の指名停止件数 7 件
	対象工事の契約金額合計	40,282,468 千円	対象期間中の資格制限件数 2 件
	対象工事の平均落札率	89.7 %	※対象期間中に契約締結した契約予定金額 250 万円超の工事
議案 2	抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議		
	抽出案件	総数	5 件
	うち	一般競争入札	- 件
		公募型一般競争入札	2 件
		制限付き一般競争入札	1 件
		指名競争入札	1 件
		随意契約	1 件
委員からの質問・意見 それに対する回答等	質問・意見	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し		

別紙

議題	質問・意見	回答
1	<p>事務局報告 平成26年度第2回、第3回委員会の議事概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3回委員会で審議した再苦情申立ての案件について、部局からの回答後に何か動きはあったか。 	<ul style="list-style-type: none"> 申立人もよく認識されており、回答した部局からもその後特に動きはなかったと聞いている。
2	<p>入札及び契約手続の運用状況等の報告 H26. 8. 1 ~ 11. 30の入札・契約状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 指名競争の「兵庫陶芸美術館ウッドデッキ補修及び塗装工事」、「職員会館西面外壁補修工事」に最低制限価格を設定していない理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 前者は木材保護材の購入と塗布、後者は外壁のタイル破損状況の調査やタイルの張替えが中心であり、物品や役務のウエイトが高いことから、これらの入札の場合に準じて最低制限価格を設定していない。
3	<p>抽出した工事に係る入札及び契約手続等々の審議 公募型一般競争入札：</p> <p>(1) 阪神南泉民センター（西宮土木事務所）発注 「武庫川上流浄化センター汚水ポンプ改築機械設備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚水ポンプのうち、No. 1、2、4、5が今回の改築工事の対象となっているが、No. 3はどうなっているのか。 本来の指名競争入札から公募型一般競争入札に変更した理由は何か。 工期が一年半と長い、理由は何か。 <p>(2) 西播磨県民局（光都土木事務所）発注 「（二）千種川水系 佐用川新笹ヶ丘橋新笹ヶ丘橋上部工工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「施工能力評価型」の総合評価方式による入札手続きの流れはどのようになっているのか。 総合評価方式の対象となる案件の割合はどのくらいあるのか。 資格要件を満たす「見込対象者数」26者のうち、4者しか入札に参加しなかったのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> 他のポンプの処理能力から、現段階では必要がないので、未施工である。 既存の機械設備の改築に係る入札においては、1者しか応札しないことがある。指名競争入札の場合、応札が1者の場合は入札が無効になることから、公募により対応できる業者を広く募ることにした。 当該施設を稼働させながらの工事であり、水量の少ない時期に、4基のポンプを順番に1基ずつ工場に持ち帰り、改築の上、当該施設に再設置するため、期間が長くかかってしまう。 まず、総合評価方式については、予定価格7千万円以上の一般土木工事等に適用する。このうち、「施工能力評価型」は、技術的工夫の余地の小さいものを対象としている。審査の流れとしては、評価方法について学識経験者2名に意見聴取の上で、各発注事務所の技術審査会で決定した入札公告により公募。標準点及び加算点並びに入札価格を総合的に評価して算出した「技術評価点」が最高の者について、技術審査会において評価の適正性を確認した上で、落札候補者を決定するという流れとなっている。 全発注案件の約10~15%が、総合評価方式の対象となっている。 橋の一部分の架け替えという手間のかかる工事であることから、敬遠されたのではないかと推測される。

<p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	<p>随意契約： 西播磨県民局（光都土木事務所）発注 「2号主ポンプ設備他整備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約となった経緯は何か。 ・随意契約にしては、落札率が比較的低い理由は何か。 <p>制限付き一般競争入札： 警察本部（会計課）発注 「尼崎南警察署西分庁舎留置施設改修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件では、入札を2回実施した後、不落となったため、随意契約に移行しているが、3回目の入札は行わないのか。 ・追加の工事があり、増額変更しているが、当初から想定できなかったのか。また、その増額部分の算出はどのように行っているのか。 <p>指名競争入札： 但馬県民局（豊岡土木事務所）発注 「（国）426号他指定路線 緊急小規模道路工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急」を理由として、随意契約をすることができたのではないのか。 ・実際に緊急の工事が無い場合もあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は、公募型一般競争入札を行ったが、どこからも応募がなく不調となったため、地方自治法施行令に基づき、随意契約を行ったというものである。 ・予定価格の算出に当たり、見積を徴取できた4者において、既存ポンプの製造メーカーに比べ、他のメーカーの見積金額が比較的高かったため、予定価格が全体として高くなった。一方で、実際に随意契約に応じた業者は、既存ポンプを取り扱っており、見積金額が比較的低かったことから、低落札率となったものと推測される。 ・入札実施要領上、入札は2回までと定められている。 ・事前に現地を確認の上で設計するが、老朽化により、請負業者が実際に点検して初めて改修が必要だと判明する箇所が生じたものである。また、増額部分については、請負業者からの見積に対し、落札率をかけ算出している。 ・現に発生した緊急事案に対する工事ではなく、今後半年間において発生するであろう緊急の補修工事等に備え、総価契約単価取決方式による競争入札により契約したものである。 ・過去の実績を踏まえ作業量を設計しており、仮に減るとしても1～2割程度までで、作業量はむしろ増えることが多い。
<p>その他：政府調達に関する苦情処理、建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回はなかった旨、事務局から報告。 		